

## ～島根県 屋外広告業の登録（新規・更新）の手引き～

屋外広告業を営むには、法人・個人を問わず「屋外広告業」の登録が必要です。

### 【目次】

全般的説明	…1
必要書類	…5
様式及び記載要領	…7
標識・帳簿の様式	…18
関係条文集（抜粋）	…19

令和8年4月

島根県土木部都市計画課

※各種様式は、島根県都市計画課ホームページからダウンロードできます。島根県の屋外広告物行政について様々な情報発信をしていますので、どうぞご覧ください。

島根県トップページまたは以下のアドレスからご覧ください。

トップ > 環境・県土づくり > 自然・景観・動物 > 景観 > 屋外広告物  
<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/nature/keikan/okugai/>

## 1 屋外広告業とは

屋外広告業とは、広告主から屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを営業として行うことをいい、元請・下請を問いません。なお、屋外広告物の表示等の工事を請け負わない広告代理業は該当しません。

## 2 屋外広告業を営むには登録が必要です

島根県では、屋外広告物法（以下「法」という。）に基づき、屋外広告業について登録制とし、必要な要件を島根県屋外広告物条例（以下「条例」という。）で定めています。島根県内（松江市を除く）において屋外広告業を営む場合は、事前に登録を受ける必要があります。

なお、松江市内で屋外広告業を営む場合、松江市への登録が必要です。

## 3 登録申請について

登録申請は、しまね電子申請サービスによるオンライン手続きで行ってください。

申請があったときは、登録を拒否する場合を除き、遅滞なく屋外広告業者登録簿に登録します（屋外広告業者登録簿は島根県都市計画課ホームページにて閲覧できます）。

なお、登録したときは、その旨が申請者に通知されます。

### ※しまね電子申請サービスの手続きページへの進み方

アドレス：<https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane> へ直接アクセスする、  
または以下の①②③によりアクセス

- ① 島根県ホームページにアクセス
- ② トップページ下方の **申請・手続き（電子申請サービス）** →バナーをクリック
- ③ 続いて **電子申請サービス(外部サイト)** → バナーをクリック

しまね電子申請サービスのページが表示されたら、**キーワードで手続きを探す** で「屋外広告業」を検索する。

次の3つの手続きが表示されるので、必要な手続きに進んでください。

- 【決済】【都市計画課】屋外広告業登録 新規・更新申請書
- 【都市計画課】屋外広告業登録 変更届出書
- 【都市計画課】屋外広告業登録 廃業届

具体的な入力方法は、ホームページの**しまね電子申請サービス（Graffer）利用マニュアル（PDF467KB）**をご参照ください。

新規・更新登録には、登録手数料12,400円が必要です。しまね電子申請サービスの手続き中でお支払いをお願いしますので、クレジットカードなど電子決済をご利用ください。

令和8年4月1日以降は、従来の書面による申請、島根県収入証紙による納付はできません。

#### 4 登録の拒否

申請者が次の拒否要件のいずれかに該当する者であるとき、又は屋外広告業登録申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録が拒否されます。

登録が拒否されたときは、理由と共にその旨が申請者に通知されます。

- ① 条例第21条の2第1項の規定により登録を取り消された日から2年を経過しない者
- ② 条例第21条の2第1項の規定により登録を取り消された屋外広告業者である法人の役員であった者で、その処分のあった日から2年を経過しない者（登録取消日前30日以内に役員であった者に限る）
- ③ 条例第21条の2第1項の規定により営業停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者
- ④ 条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑罰を受け、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑤ 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が①～④又は⑥に該当するもの
- ⑥ 法人でその役員のうち①～④に該当する者があるもの
- ⑦ 業務主任者（※）を選任していない者

※業務主任者について

##### (1) 業務主任者となることができる要件

営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任する必要があります。

- ① 法第10条第2項第3号イの国土交通大臣の登録を受けた法人が行う試験に合格した者（屋外広告士）
- ② 都道府県、政令指定都市、中核市が行う講習会の修了者
- ③ 広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者、職業訓練修了者

##### (2) 業務主任者の職務

業務主任者には、以下の業務の総括に関することを行わせなければなりません。

- ① 条例その他屋外広告物に関する法令の規定の遵守に関すること
- ② 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工と安全の確保に関すること
- ③ 条例第20条の3に規定する帳簿の記載に関すること
- ④ 業務の適正な実施の確保に関すること

#### 5 登録の有効期間は5年です

登録がなされたときの、その登録の有効期間は5年間です。

有効期間満了後も引き続き屋外広告業を営もうとする場合は、現在の登録の有効期間が満了する日の30日前までに更新登録の申請をしてください。

なお、更新登録内容が現在の登録内容と一致しない場合は、受付ができません。登録事項の変更がある場合は、事前にその手続き（変更届）を完了させてください。

更新登録がなされたとき、その登録の有効期間（5年）は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとします。

例えば、令和8年3月31日に有効期間満了日を迎える場合、更新手続きの完了時期が令和8年2月中であっても、その有効期間は令和8年4月1日から開始します。

## 6 登録後の屋外広告業者の義務

### (1) 標識の掲示

屋外広告業者は、営業所ごとに、様式第18号による標識（P18参照）を公衆の見やすい場所に掲示しなければなりません。

### (2) 帳簿の作成

屋外広告業者は、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに帳簿（記載事項はP18参照）を作成し、営業所に備えておかなければなりません。この帳簿は事業年度の末日で閉鎖し、その後5年間保存しなければなりません。

なお、この帳簿の作成・保存は、書面に代えて、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等の電磁的記録により行うことができます。この場合、必要に応じて記録された事項を出力することができるようにしておかなければなりません。

### (3) 登録事項の変更の届出

屋外広告業者は、登録事項に変更があったときは、変更の日から30日以内に、知事に届け出なければなりません。変更の届出は、しまね電子申請サービスによるオンライン手続きで行ってください。

届出があった場合、当該届出に係る事項が上記4に記載する拒否要件の⑤から⑦までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項は屋外広告業者登録簿に登録されます。

### (4) 廃業等の届出

屋外広告業者が次の表のいずれかに該当することとなった場合は、当該屋外広告業者に係る登録は、その効力を失います。その日（①の場合はその事実を知った日）から30日以内にその旨を届け出なければなりません。届出は、しまね電子申請サービスによるオンライン手続きで行ってください。

廃業等の届出事由	届出をする人
①死亡した場合	その相続人
②法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であった者
③法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
④法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合	その清算人
⑤島根県の区域内において屋外広告業を廃止した場合	屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

## 7 違反に対しては罰則等があります

### (1) 登録の取消・営業停止命令

屋外広告業者が次に掲げる事由に該当した場合は、登録を取り消すか、6ヶ月以内の期間を定めて、営業の全部または一部の停止を命じられることがあります。

①不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき

②上記5に記載する登録の拒否要件の②④⑤⑥⑦のいずれかに該当することとなったとき

- ③登録事項の変更の届出をせず、または虚偽の届出をしたとき
- ④条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反したとき

(2) 立入検査

知事は、県内で屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、必要な報告を求めたり、立入検査を行うことができます。

(3) 罰則

屋外広告業の登録に関し、条例に違反した場合、罰則が科せられます。

罰則事由	罰則内容
① 登録を受けないで屋外広告業を営んだ者	1年以下の拘禁刑 又は 50万円以下の罰金
②不正の手段により登録を受けた者	
③営業停止命令に違反した者	
④登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	30万円以下の罰金
⑤業務主任者を選任しなかった者	
⑥報告をせず、虚偽の報告をしたり、又は立入検査を拒むなどした者	20万円以下の罰金
⑦廃業等の届出を怠った者	5万円以下の過料
⑧標識を掲示しなかった者	
⑨帳簿を備えず、帳簿に記載せず若しくは虚偽の記載をし又は帳簿を保存しなかった者	

## 8 必要書類

### (1) 登録申請（新規・更新）に必要な書類

書 類		法人	個人
屋外広告業登録申請書（様式第10号）		△	△
誓約書（様式第11号）		○	○
履歴事項全部証明書		○	—
住民票の抄本	申請者	—	○
	業務主任者	○	○
略歴書（様式第12号）	申請者	—	○
	役員（代表者含む）	○	—
業務主任者の資格を証する書面		○	○

#### (※) 申請者が未成年者の場合

- 申請者が、屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の抄本及び略歴書が必要です。
- 法定代理人が法人の場合、履歴事項全部証明書及び役員の略歴書等が必要です。

### (2) 登録事項の変更に必要な書類

変 更 事 項		提 出 書 類	
		屋外広告業登録事項 変更届出書	
1	商号、名称又は氏名、住所 （法人の代表者氏名）（※）	個人の場合	住民票の抄本
		法人の場合	履歴事項全部証明書
2	島根県の区域内で営業を行う 営業所の名称、所在地	商業登記にある場合	履歴事項全部証明書
		登記にない場合又は営業所減少	（添付書類不要）
3	法人の役員の氏名（※）	新任者がいる場合	履歴事項全部証明書 誓約書 略歴書
		退任・辞任等	履歴事項全部証明書
4	未成年者の法定代理人の 氏名、住所	個人の場合	住民票の抄本 誓約書 略歴書
		法人の場合	履歴事項全部証明書 誓約書 等
5	業務主任者の氏名、 所属営業所の名称	新任業務主任者分	住民票の抄本 資格を証する書面

(※) 役員の役職名のみの変更は届出不要です。ただし、法人代表者の変更がある場合は届出が必要です。

### (3) 提出書類に関する留意事項

- 提出方法
  - ・PDF化した上、しまね電子申請サービス上で添付してください。
- 屋外広告業登録申請書（様式第10号）  
屋外広告業登録事項変更届出書（様式第12号の2）
  - ・しまね電子申請サービスの入力フォームで必要事項に入力すると、自動的に作成・提出されますので添付は不要です。ただし、完全な入力ができない等の事情がある場合は別途作成し、添付してください。
- 誓約書（様式第11号）
  - ・代表者名で作成してください。
- 履歴事項全部証明書（法人登記簿）
  - ・6か月以内に発行されたもの。コピーの提出で構いません。
- 住民票の抄本
  - ・「本籍」、「世帯主」、「筆頭者」、「続柄」の記載を省略したもので、本人のみ記載のもの。
  - ・「個人番号」の記載があるものは受け付けられません。
  - ・6か月以内に発行されたもの。コピーの提出で構いません。
- 略歴書（様式第12号）
  - ・「賞罰」の欄は、該当無しの場合も「内容」欄へその旨を記載してください。
- 業務主任者の資格を証する書面
  - ・屋外広告士に係る合格証書または登録証等
  - ・屋外広告業講習会修了証または証明書等
  - ・広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許証、技能検定合格証書または職業訓練終了証等
- 委任状
  - ・行政書士が委任を受けて申請を行う場合は、委任状を添付してください。

## 9 様式及び記載要領

### 【全様式共通】

(1) 大きさは各様式とも日本産業規格A4とします。

(2) 記入欄が不足する場合には別紙として必要事項に記入してください。

(3) 各様式は、島根県ホームページからダウンロードできます。

島根県ホームページから「屋外広告業の登録」で検索してください。

トップ > 環境・県土づくり > 自然・景観・動物 > 景観 > 屋外広告物 > 屋外広告業の登録  
アドレス

<http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/nature/keikan/okugai/touroku.html>

様式第10号（第9条関係）

（第一面）

年 月 日

島根県知事 様

住所

氏名

（ 法人にあつては、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名 ）

担当者名（ ）

電話番号（ ）

屋 外 広 告 業 登 録 申 請 書

屋外広告業の登録を受けたいので、島根県屋外広告物条例第18条の2第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類	新規 更新	※登録番号	島根県屋外広告業登録第 号
		※登録年月日	年 月 日
		※登録有効期間	年 月 日 から 年 月 日まで
フリ 氏	カナ 名  （ 法人にあつては、商号 又は名称及び代表者の 氏名 ）	法人・個人の別 1 法人 2 個人	
住 所  （ 法人にあつては、主た る事務所の所在地 ）	郵便番号（ - ）  電話番号（ ） -		

## (第二面)

1 島根県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地	営業所のフリガナ 名称	営業所の所在地 (郵便番号)		電話番号
2 業務主任者の氏名、資格及び所属する営業所の名称	所属 営業所名	フリガナ 業務主任者の氏名	資格名及び 交付番号等	摘要
3 法人である場合の役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。以下同じ。)の職名及び氏名	職名		フリガナ 氏名	
4 未成年者である場合の法定代理人の氏名、商号又は名称及び住所	フリガナ 氏名  〔法人にあっては、商号又は名称及び代表者の氏名〕	法人・個人の別    1 法人    2 個人		
	住所  〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕	郵便番号 (    -    )  電話番号 (    )    -		

## (第三面)

5 法定代理人が法人である場合のその役員の職名及び氏名	職 名		フリ 氏	カナ 名
6 他の地方公共団体における登録	登録を受けた 地方公共団体名	登録・特例届出 の別	登録（届出） 年 月 日	登録（届出）番号
		登 録 特例届出		
		登 録 特例届出		
		登 録 特例届出		
		登 録 特例届出		
		登 録 特例届出		

## 備考

- ※印のある欄には初回登録の場合、記入しないこと。
- 「新規 更新」及び「法人・個人の別」、「登録・特例届出の別」については、それぞれ該当するものに丸印を付すこと。
- 各欄において、全てを記入できない場合には、適宜、用紙を追加して記入すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 業務主任者の「資格名及び交付番号等」欄には、屋外広告士、講習会修了者、職業訓練指導員、技能士等の別及び交付番号等を記入すること。
- 「島根県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地」欄には、県の区域内で屋外広告業を行う営業所を全て記入すること。
- 「他の地方公共団体における登録」欄には、既に他の都道府県知事又は市長の登録を受けている場合には、全て記入すること。

# 【記入例（法人の場合）】

様式第10号（第9条関係）

（第一面）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

島根県知事 様

住所 〇〇県××市△△町□□番地

氏名 代表取締役 島根太郎

法人にあつては、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名

担当者名（ 島根 花子 ）

電話番号（〇〇〇〇－××－△△△△）

## 屋 外 広 告 業 登 録 申 請 書

屋外広告業の登録を受けたいので、島根県屋外広告物条例第18条の2第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類	新規 更新	※登録番号	島根県屋外広告業登録第 号
		※登録年月日	※欄は、「新規」の場合は空欄、 「更新」の場合は、現在の登録内容を記入
		※登録有効期間	年 月 日 から 年 月 日まで
フリ 氏	カナ 名	株式会社 島根広告 代表取締役 島根太郎 法人・個人の別 1 法人 2 個人	
住 所		郵便番号（〇〇〇－××××） 〇〇県××市△△町□□番地 電話番号（〇〇〇〇）××－△△△△	

## (第二面)

1 島根県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地	営業所のフリガナ 名称	営業所の所在地 (郵便番号)	電話番号	
	島根東部支社	〒 *** - ****	****-**-****	
		A県B市C町○番地		
	<p>・営業所の所在地にかかわらず、島根県内で営業を行う営業所を全て記入</p> <p>・営業を行う店舗が本社である場合は、本社の名称・所在地等を記入</p>			
2 業務主任者の氏名、資格及び所属する営業所の名称	所属 営業所名	業務主任者の氏名 フリガナ	資格名及び 交付番号等	摘 要
	島根東部支社	シマネ イチロウ 島根 一郎	屋外広告士 〇〇県屋外広告物 講習会修了者	
3 法人である場合の役員 (業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。以下同じ。)の職名及び氏名	職 名	フリ 氏 ガナ 名		
	代表取締役	シマネ タロウ 島根 太郎		
	取締役	シマネ ジロウ 島根 次郎		
	<p>株式会社・有限会社の取締役、法人格のある組合等の理事等について 全員記入する(監査役は記入不要)</p>			
4 未成年者である場合の 法定代理人の氏名、商号 又は名称及び住所	フリガナ 氏名	法人・個人の別 1 法人 2 個人		
	住所 (法人にあっては、主たる事務所 の所在地)	郵便番号 (      -      )  電話番号 (      ) -		

## (第三面)

5 法定代理人が法人である場合のその役員の職名及び氏名	職 名		フリ 氏	カナ 名
6 他の地方公共団体における登録	登録を受けた 地方公共団体名	登録・特例届出 の別	登録（届出） 年 月 日	登録（届出）番号
	〇〇県	登録 特例届出	**年**月**日	〇〇県屋外広告業登録 第**号
		登録 特例届出		
		登録 特例届出		
		登録 特例届出		
		登録 特例届出		

## 備考

- 1 ※印のある欄には初回登録の場合、記入しないこと。
- 2 「新規 更新」及び「法人・個人の別」、「登録・特例届出の別」については、それぞれ該当するものに丸印を付すこと。
- 3 各欄において、全てを記入できない場合には、適宜、用紙を追加して記入すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 5 業務主任者の「資格名及び交付番号等」欄には、屋外広告士、講習会修了者、職業訓練指導員、技能士等の別及び交付番号等を記入すること。
- 6 「島根県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地」欄には、県の区域内で屋外広告業を行う営業所を全て記入すること。
- 7 「他の地方公共団体における登録」欄には、既に他の都道府県知事又は市長の登録を受けている場合には、全て記入すること。

【屋外広告業登録申請書（様式第10号）記載要領】

- (1) 第一面の右上の年月日記入欄直下の項目には、申請者の氏名及び住所（法人の場合は法人名と代表権を有する代表者の氏名および本社、本店等主たる事務所の所在地）を記入してください。
- (2) 「登録の種類」及び「法人・個人の別」の欄は、いずれか該当するものを○で囲んでください。
- (3) ※印のある欄は、「新規」の場合は空欄、「更新」の場合は、現在受けている登録の内容を記入してください。
- (4) 「1 島根県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地」欄には、島根県を営業エリアとして営業を行う営業所を全て記入してください。営業所の所在地が島根県内か否かは問いません。県外にある営業所であっても、島根県の営業を担当する場合には記入してください。  
「営業所」とは、広告物の表示又は掲出物件の設置に関して、常時請負契約を締結する等営業の場所的中心となる事務所をいい、単なる作業所、連絡事務所等は該当しません。
- (5) 「2 業務主任者の氏名・資格及び所属する営業所の名称」欄については、上記(4)で記入した営業所について、それぞれ記載してください。「資格名及び交付番号等」欄には、業務主任者となることのできる要件（P2記載の5⑦※(1)①～③）から具体的に記入してください。  
なお、業務主任者は、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、通常勤務時間中はその事業所の業務に随時従事し得る者であることが必要です。
- (6) 「3 法人である場合の役員の職名及び氏名」欄は、当該法人の役員全員の役職名と氏名を記入してください。（代表者以外の役員についても記入してください。）  
なお、役員とは次に掲げる方が該当し、監査役は役員に含まれません。
  - ・業務を執行する社員・・・合名会社の社員または合資会社の無限責任社員
  - ・取締役・・・有限会社、株式会社等の取締役
  - ・執行役・・・株式会社の執行役
  - ・これらに準ずる者・・・法人格のある各種の組合等の理事等
- (7) 「4 未成年者である場合の法定代理人の氏名、商号又は名称及び住所」欄は、登録申請者が未成年者である場合には、法定代理人の氏名、商号又は名称及び住所を記入してください。  
ただし、未成年者であっても、屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有している場合は記入不要です。
- (8) 「5 法定代理人が法人である場合のその役員の職名及び氏名」欄は、未成年者の法定代理人が法人である場合に記入してください。
- (9) 「6 他の地方公共団体における登録」欄は、他の都道府県等で屋外広告業の登録を受けている場合に、記入してください。

様式第11号(第9条関係)

誓約書	
島根県知事	年 月 日
様	
住所	
申請者	
氏名	
	〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、 商号又は名称及び代表者の氏名〕
<p>申請者及び法定代理人（これらの者が法人である場合にあっては、その役員を含む。）は、島根県屋外広告物条例第18条の4第1項各号に該当しないことを誓約します。</p>	
島根県屋外広告物条例(抜すい)	
(登録の拒否)	
第18条の4 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第18条の2第1項の申請書若しくは同条第2項に規定する添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。	
(1) 第21条の2第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者	
(2) 屋外広告業者(第18条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第21条の2第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの	
(3) 第21条の2第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者	
(4) この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者	
(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの	
(6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの	
(7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者	
2 略	

【誓約書（様式第11号）記載要領】

法人であれば、法人の代表者の名前で作成の上、1申請につき1枚提出してください。（法人の役員ごとに誓約書を作成する必要はありません）。

様式第12号(第9条関係)

略歴書

( 申請者本人・法人の役員・法定代理人・法定代理人(法人)の役員 )

住 所	〒		
	電話番号		
フリガナ 氏 名		生年月日	
略 歴	期間	職務内容又は業務内容	
	自 年月日 至 年月日		
賞 罰	年月日	賞罰の内容	
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏名</p>			

備考 「申請者本人・法人の役員・法定代理人・法定代理人(法人)の役員」欄については、いずれか該当するものを○で囲むこと。

【略歴書(様式第12号)記載要領】

- (1) 申請者本人、法人の役員、法定代理人、法定代理人(法人)の役員それぞれが1人1枚ずつ作成してください。
- (2) 「申請者本人・法人の役員・法定代理人・法定代理人(法人)の役員」欄は、いずれか該当するものを○で囲んでください。
- (3) 電話番号は、確実に連絡のつく番号を記載してください。
- (4) 「賞罰」の欄は、屋外広告業に関する行政処分等の賞罰について記入してください。特になければ「該当なし」と記入してください。

様式第12号の2（第10条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住所

氏名

（ 法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
商号又は名称及び代表者の氏名  
）  
担当者名（ ）  
電話番号（ ）

屋 外 広 告 業 登 録 事 項 変 更 届 出 書

島根県屋外広告物条例第18条の5第1項の規定により、次のとおり届出をします。

登録番号	島根県屋外広告業登録第 号		
登録年月日	年 月 日		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
1 商号又は名称、氏名及び住所 （ 法人にあつては、商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 ） 2 営業所の名称及び所在地 3 役員の氏名 4 法定代理人の氏名及び住所 （ 法人にあつては、商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 ） 5 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称			
変更理由			

- 備考 1 「変更に係る事項」については、該当するものに丸印を付すこと。  
2 各欄において、全てを記入できない場合には、適宜、用紙を追加して記入すること。  
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

【変更届（様式第12号の2）記載要領】

- (1) 役員等の純増・純減の場合は、変更前・後の欄はその旨を記載してください。  
(2) 複数の変更に係る事項がある場合は、該当するものにすべて丸印を付してください。

10 標識・帳簿の様式

様式第18号（第14条関係）

【標 識】

40センチメートル以上		←	→
屋 外 廣 告 業 者 登 録 票		↑	
商号、名称又は氏名		35 セ ン チ メ ー ト ル 以 上	
法人である場合にあっては、その代表者の氏名			
登 録 番 号	島根県屋外広告業登録第 号		
登 録 年 月 日	年 月 日		
営 業 所 の 名 称			
この営業所に置かれている業務主任者の氏名			↓

帳簿の記載事項（第15条関係）

- (1) 注文者の氏名又は名称及び住所
- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
- (3) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
- (4) 表示又は設置の年月日
- (5) 請負金額

## 1 1 関係条文集（抜粋）

### 島根県屋外広告物条例

昭和49年3月26日  
島根県条例第21号

#### 第4章 屋外広告業

##### （屋外広告業の登録）

第18条 島根県の区域内において屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

##### （登録の申請）

第18条の2 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 島根県の区域内において営業を行う営業所(以下「営業所」という。)の名称及び所在地

(3) 法人にあっては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

(4) 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称、住所及びその代表者の氏名並びにその役員の氏名）

(5) 営業所ごとに選任される業務主任者(第20条第1項に規定する業務主任者をいう。第18条の4第1項第7号において同じ。)の氏名及び所属する営業所の名称

2 前項の申請書には、申請者が第18条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

##### （登録の実施）

第18条の3 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

(1) 前条第1項各号に掲げる事項

(2) 登録年月日及び登録番号

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

##### （登録の拒否）

第18条の4 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第18条の2第1項の申請書若しくは同条第2項に規定する添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 第21条の2第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

(2) 屋外広告業者(第18条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同

じ。)で法人であるものが第21条の2第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があった日前30日以内にその役員であった者でその処分があった日から2年を経過しないもの

(3) 第21条の2第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(4) この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの

(7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第18条の5 屋外広告業者は、第18条の2第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、その届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第18条の2第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第18条の6 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供するものとする。

(廃業等の届出)

第18条の7 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日(第1号の場合にあっては、その事実を知った日)から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者

(3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

(4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

(5) 島根県の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第18条の8 知事は、第18条第3項の更新の登録をしなかったとき、前条第2項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は第21条の2第1項の規定により登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

(業務主任者の選任)

第20条 屋外広告業者は、営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

(1) 法第10条第2項第3号イの国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

(2) 前条の講習会の課程を修了した者

(3) 他の都道府県、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市

又は同法第252条の22第1項に規定する中核市が行う広告物の表示及び掲出物件の設置に關し必要な知識を修得させることを目的とする講習会の課程を修了した者

(4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者

(5) 知事が前各号に掲げる者と同等以上の知識を有すると認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に關することをを行うものとする。

(1) この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守に關すること。

(2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に關する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に關すること。

(3) 第20条の3に規定する帳簿の記載に關すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に關すること。

(標識の掲示)

第20条の2 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第20条の3 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに帳簿を備え、その営業に關する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(屋外広告業を営む者に対する指導等)

第21条 知事は、島根県の区域内で屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(登録の取消し等)

第21条の2 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。

(2) 第18条の4第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。

(3) 第18条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反したとき。

2 第18条の4第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

(監督処分簿の備付け等)

第21条の3 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを規則で定める閲覧所において公衆の閲覧に供するものとする。

2 知事は、前条第1項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を登載しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第21条の4 知事は、この条例の施行に必要な限度において、島根県の区域内で屋外広告業を営む者に対し、その営業に關し報告を求め、又はその職員に営業所その他の営業に關係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは關係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、關係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## 第5章 雑則

### (手数料)

第22条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 第18条第1項の規定により登録を受けようとする者 申請1件につき12,400円
  - (2) 第18条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者 申請1件につき12,400円
  - (3) 第19条の講習会を受けようとする者 1件につき5,780円
- 2 既に納付した手数料は、還付しない。

### (委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第6章 罰則

### (罰則)

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第18条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第21条の2第1項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (5) 第18条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (6) 第20条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (2) 第21条の4第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

### (両罰規定)

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第25条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

### (過料)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第18条の7第1項の規定による届出を怠った者
- (2) 第20条の2の規定による標識を掲げない者
- (3) 第20条の3の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

(更新の登録の申請期限)

第8条 条例第18条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の30日前までに、当該更新の登録を申請しなければならない。

(屋外広告業の登録)

第9条 条例第18条の2第1項の申請書は、様式第10号のとおりとする。

2 条例第18条の2第2項に規定する誓約書は、様式第11号のとおりとする。

3 条例第18条の2第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第18条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書及びその役員の略歴書(様式第12号)

(2) 申請者が個人である場合にあつては、申請者(当該申請者が屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該申請者及びその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあつては、その役員))の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書(様式第12号)並びに法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書

(3) 業務主任者(条例第20条第1項に規定する業務主任者をいう。以下同じ。)の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び当該業務主任者が条例第20条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

4 前3項に規定する知事に提出する書類の部数は、正副2部とする。

(変更の届出)

第10条 条例第18条の5第1項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届出書(様式第12号の2)によりしなければならない。

2 前項に規定する届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

(1) 条例第18条の2第1項第1号に掲げる事項の変更 法人である場合にあつては登記事項証明書、個人である場合にあつては住民票の抄本又はこれに代わる書面

(2) 条例第18条の2第1項第2号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書

(3) 条例第18条の2第1項第3号に掲げる事項の変更 前条第2項の誓約書及び同条第3項第1号に掲げる書類

(4) 条例第18条の2第1項第4号に掲げる事項の変更 前条第2項の誓約書及び同条第3項第2号に掲げる書類(法定代理人に関するものに限る。)

(5) 条例第18条の2第1項第5号に掲げる事項の変更 前条第3項第3号に掲げる書類

(廃業等の届出)

第11条 条例第18条の7第1項の規定による届出は、屋外広告業廃業等届(様式第12号の3)によりしなければならない。

(標識の掲示)

第14条 条例第20条の2の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法人である場合にあっては、その代表者の氏名
- (2) 登録年月日
- (3) 営業所の名称
- (4) 業務主任者の氏名

2 条例第20条の2の規定により屋外広告業者が掲げる標識は、様式第18号のとおりとする。

(帳簿の記載事項等)

第15条 条例第20条の3の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 注文者の氏名又は名称及び住所
- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所
- (3) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
- (4) 表示又は設置の年月日
- (5) 請負金額

2 条例第20条の3の規定により屋外広告業者が備える帳簿は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。

3 屋外広告業者は、前項の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖の日後5年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

(監督処分簿)

第16条 条例第21条の3第1項の規則で定める閲覧所は、島根県土木部都市計画課とする。

2 条例第21条の3第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 処分を受けた屋外広告業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに登録番号
- (2) 処分の根拠となる条例の条項
- (3) 処分の原因となった事実
- (4) その他参考となる事項